

(平成29年度支援)

原状回復事業事例：沖縄県読谷村燃え殻事案

事案の類型	中間処理業者による不適正処理
事案の場所	沖縄県読谷村
行為者	A社 代表取締役B (C社 元代表取締役)
規模及び種類	燃え殻 廃棄物計 フレコンバッグ約94袋
支障のおそれ	劣化したフレコンバッグに燃え殻が収められ、野積みされている状態であり、当該燃え殻の性状分析の結果、鉛及びその化合物、ダイオキシン類が省令の基準を超過していた。このため、これら有害物質を含む燃え殻が飛散、流出するほか、雨水等により有害物質が溶出して地下浸透や河川へ流出するなど生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。
対策工の概要	全量撤去
除去した廃棄物の種類及び量	燃え殻及び周辺汚染物 計 48.93t (フレコンバッグ106袋)
代執行費用	9,436,791円 (支援対象事業費)
支援した資金額	6,605,000円

【事案概要】

A社は平成13年に特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受け、廃業届を提出する平成22年7月まで感染性廃棄物の熱分解処理を行っていた。また、C社は平成18年に産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業（ともに中間処理）の許可を受け、平成25年2月に改善命令違反などにより許可取消となるまでの間、廃プラスチック類及び感染性廃棄物の熱分解、紙くず等の焼却、廃プラスチック類の破碎処理を行っていた。

行為者であるA社の代表取締役Bは、平成22年頃から燃え殻が入ったフレコンバッグを自ら所有する土地に大量に保管していたが、平成26年4月に匿名の情報提供が県にあったことから事案が発覚した。

県は、平成26年7月にA社に対し報告徴収を行ったが、保管している燃え殻はBが所有する不動産物件のリフォームにより発生した一般廃棄物であり、自ら炭化処理した有価物でA社とは無関係である、との抗弁をしたことから平成27年2月にBに対して、履行期限を同年6月とする改善命令を発出した。命令には、委託処理するために必要な性状分析の実施が含まれていたが、Bが行わなかったため履行期限経過後に県が性状分析を行い、更に飛散流出を防止するためフレコンバッグにシート掛けを行った。

履行期限経過後もBは何ら改善措置を講ずることなく、燃え殻を保管する不適正な状態が継続し、劣化したフレコンバッグから燃え殻が飛散流出するおそれがあり、さらに性状分析の結果、鉛及びその化合物、ダイオキシン類が省令の基準を超えていたことから同年12月にBに対し、履行期限を翌平成28年3月とする全量撤去の措置命令を発出した。

県は、代執行を見据えて平成28年1月にBに対して、不動産関連の書類等について報告徴収を行うとともに確知できない行為者に対する求償権を確保するため、同年2月に公告を行った。さらに同年7月には、不適正保管に関与したC社及びC社の元取締役らに対しても同年10月を履行期限とする全量撤去の措置命令を発出した。

しかし、期限を過ぎても措置命令は履行されなかったため、平成29年12月に代執行に着手し、翌平成30年3月に支障の除去（全量撤去）が完了した。

代執行前



代執行後

